

< 参考：表示適正化部会検討結果 >

「歯みがき」の東京都消費生活条例に基づく表示方法について

	化粧品歯みがき	医薬部外品歯みがき
表示事項と表示方法	<p>すべての配合成分をその分量の多い順に表示し、その順で配合成分名に併記してそれぞれに配合目的名を表示する。</p> <p>水及び配合目的を表示することが著しく困難な配合成分は、配合目的名の表示を省略できることとする。</p>	<p>配合目的ごとに区分して、最も分量の多い配合成分から順に配合成分名を表示する（現行の表示方法）。</p> <p>ただし、すべての配合成分を表示する場合は、配合成分の分量の多い順に表示し、その順で配合成分名に併記してそれぞれの配合目的名を表示することができる。この場合、水及び配合目的を表示することが著しく困難な配合成分は、配合目的名の表示を省略できることとする。</p>
都条例による表示事項の省略	<p>次の場合は、都条例による表示を省略することができる。他の法令の定めのある場合はこの限りではない。（従来どおり）</p> <p>内容量が50グラム（ミリリットル）未満の場合</p> <p>外部の包装のない旅行セット用等の歯みがきで、都条例に基づく表示のある同一成分の歯みがきが市販されている場合</p>	
文字の大きさ等	<ul style="list-style-type: none">・表示に用いる文字は、6ポイント以上とする。（従来どおり）・表示の様式は指定しない。	